

# 潟上市第二期子ども・子育て支援事業計画素案（概要版）

## 1. 計画の趣旨

潟上市では、平成 17 年 4 月から前期 5 年間、後期 5 年間の「次世代育成支援行動計画」を策定し、保育ニーズに応えるサービス提供や施設整備を計画的に実施し、本市の子育て支援の充実・発展に取り組んでまいりました。平成 27 年 4 月からは、「子ども・子育て支援法」及び 10 年間延長された「次世代育成支援対策推進法」による「子ども・子育て支援事業計画」を推進してきました。

「子ども・子育て支援制度」では、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の 3 つを柱として掲げています。

本市においても、子ども・子育てに関連する法律の改正や新たな精度に対応すべく、令和 2 年 4 月から 5 年間の本市の子ども・子育て支援の取り組みについて定めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

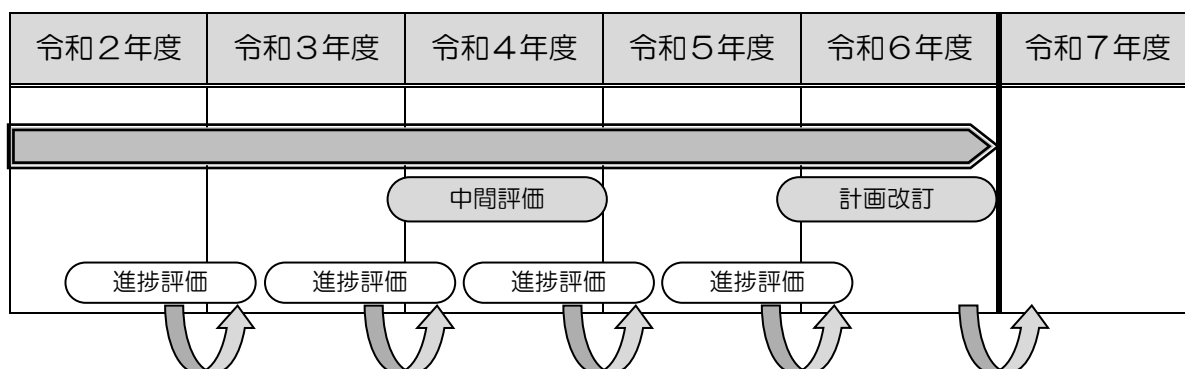
「潟上市子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として策定するものです。

また次世代育成支援対策推進法の有効期間が令和 7 年 3 月 31 日までの 10 年間に延長されたことから、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」にも位置づけられます。

上位計画である「潟上市総合計画」やその他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する他の計画とも整合を図り、調和を保った計画となります。

## 3. 計画の期間

本計画は 5 年を 1 期とするものとされています。また、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じ、中間年を目安として計画の見直しを行うものとします。



# 計画の基本的な考え方

## 1. 基本理念

「子ども・子育て支援制度」においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画においても、前期の基本理念を踏襲し、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、以下の基本理念を掲げるものとします。

すべての子どもの幸せの実現に向けて、地域のすべての人ができることを行い、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していくまちづくりを推進していきます

## 2. 基本目標

本計画は「子ども・子育て支援法」によることから、前期と同様に計画の柱（基本目標）については、「子ども・子育て支援新制度」に基づく子ども・子育て支援事業計画と、それ以外の子ども・子育て支援に関わる取り組みとに分けて、それぞれに着実な推進を図ります。

### <子ども・子育て支援事業計画>

- 1：幼児期の教育・保育事業の一体的な推進
- 2：地域子ども・子育て支援事業の推進
- 3：仕事と生活の調和の促進
- 4：その他の支援事業の推進

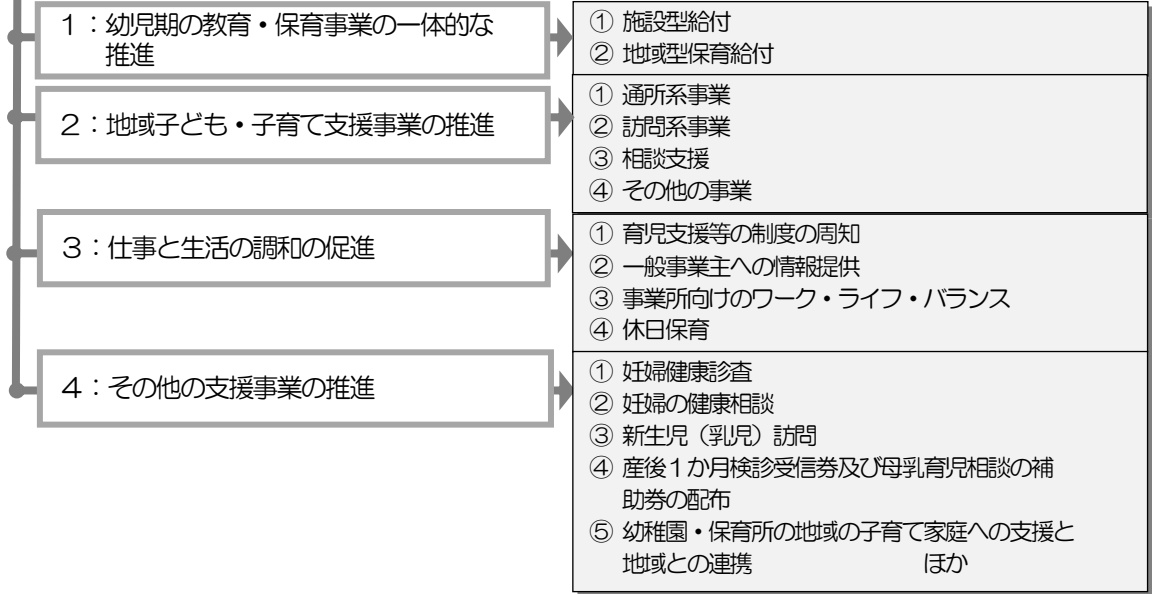
### <次世代育成支援行動計画>

- 基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援
- 基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備
- 基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実
- 基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保
- 基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

# 計画の体系

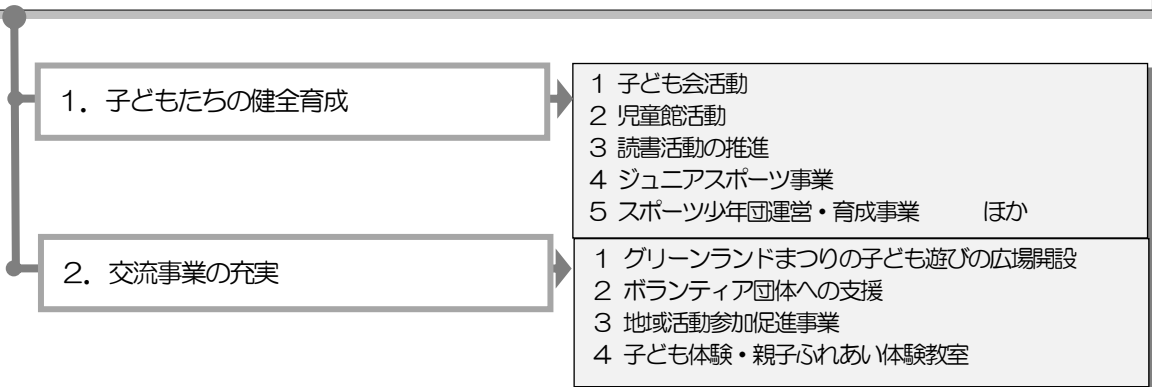
## 【子ども・子育て支援事業計画】

### 子ども・子育て支援事業の推進

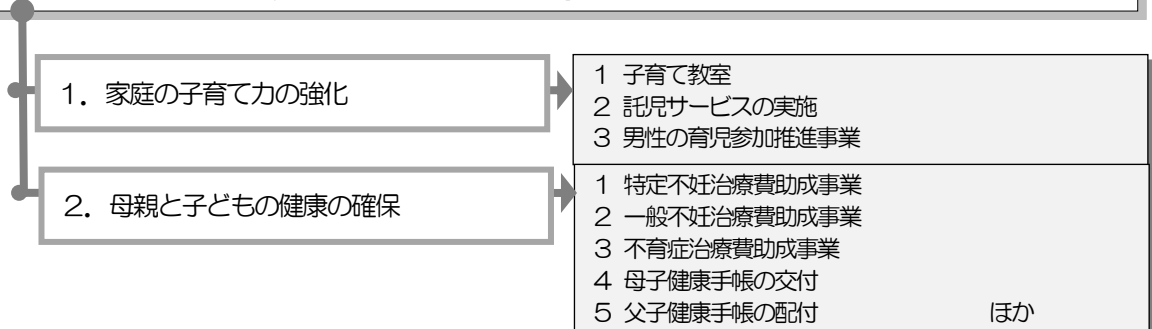


## 【次世代育成支援行動計画】

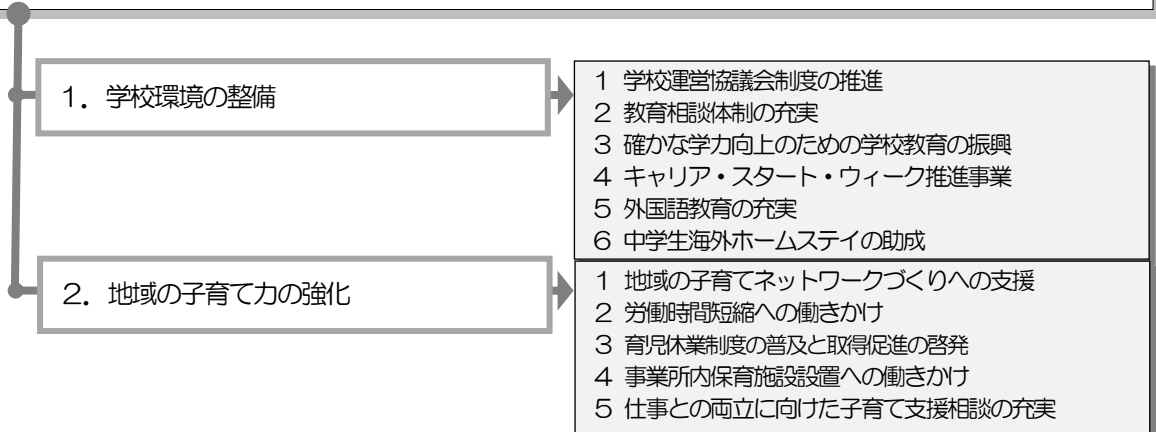
### 基本目標1：子どもの心身の健やかな成長の支援



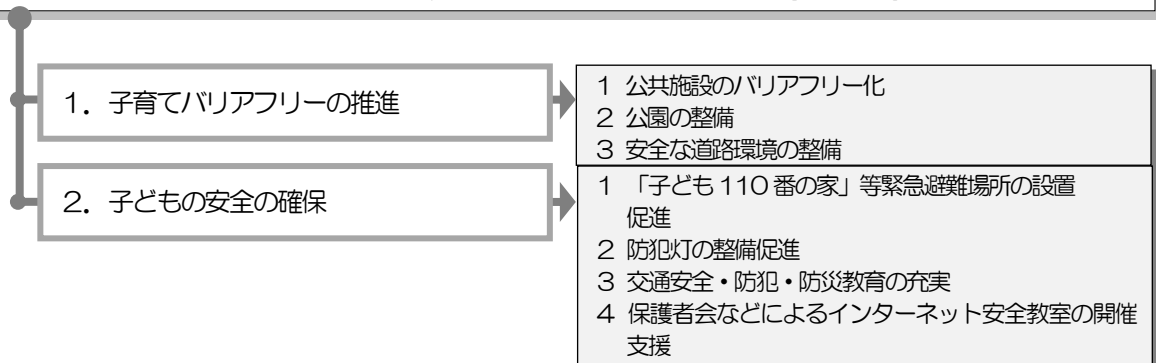
### 基本目標2：子育て家庭をサポートする環境の整備



### 基本目標3：地域の子育て力を強化する施策の充実



### 基本目標4：子どもと子育て家庭の安全・安心な生活環境の確保



### 基本目標5：一人ひとりの特性に配慮したきめ細かい支援の充実

